

日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度規則

平成 24 年 4 月 15 日制定

平成 24 年 9 月 9 日改訂（第二版）

【第 1 章 総則】

第 1 条 本制度は顕微鏡歯科学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科衛生士により、顕微鏡歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために日本顕微鏡歯科学会(以下「学会」という)は、日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士(以下「認定衛生士」という)の制度を設け認定衛生士制度の実施に必要な事業を行う。

【第 2 章 認定衛生士申請者の資格】 第 3 条 認定衛生士の資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

1. 日本国歯科衛生士の免許を有すること。
2. 認定衛生士申請時において本学会会員であること。
3. 第 5 条の認定衛生士の各号に掲げる条件を満たすこと。

【第 3 章 認定衛生士の基本的条件】

第 4 条 認定衛生士は、顕微鏡歯科学領域における予防処置・指導のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な処置ができる能力を有すること。

第 5 条 認定衛生士は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

1. 本会々員であること。
2. 顕微鏡歯科学に関連する領域の予防処置・指導を行う技能を有すること。
3. 細目については別に定める。

第 6 条 その他、学会が特別に認めた者。

【第 4 章 認定衛生士の資格申請】

第 7 条 認定衛生士の資格適否の審査は認定審議委員会で行う。

第 8 条 認定衛生士申請者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

【第 5 章 認定審議委員会】

第 9 条 認定審議委員会は、10 名以内の委員で構成される。

1. 委員は、会長が会員から推薦し、理事会の承認をうる。
2. 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
3. 委員長および副委員長各 1 名をおき、会長が指名する。

第 10 条 認定審議委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

1. 認定衛生士の資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。その結果を理事会に報告する。
2. 認定審議委員会は、必要に応じて開催される。

【第6章 審査方法】

第11条 認定衛生士の認定は、認定審議委員会において資格審査及び書類審査をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会で認定する。

第12条 認定衛生士の認定に際しては書類審査を行う。

1. 認定審議委員会はその結果に基づき認定衛生士資格の判定を行う。
2. 理事会はこれを認定する。

第13条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第14条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

1. 学会は認定証を交付するとともに学会誌及び学会総会において報告する。

第15条 認定証は、登録料を納入し登録申請書を提出した後、交付される。

【第7章 認定衛生士登録】

第16条 認定審議委員会の審査に合格した認定衛生士は、申請書とともに登録料を納入しなければならない。

第17条 学会は前項を確認し、認定証を交付するとともに日本顕微鏡歯科学会誌および学会総会において報告する。

【第8章 資格の更新】

第18条 認定衛生士は、学会で特別に認められた者を除き、3年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第19条 認定衛生士の資格の更新に当たっては、認定期間3年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第20条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定衛生士更新申請書を提出し、終身認定衛生士となることができる。ただし、満63歳以上でも認定衛生士申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。

【第9章 資格の喪失】第21条 認定衛生士は、次の各号の一つに該当する時、認定審議委員会の議を経て、その資格を失う。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
2. 日本国歯科衛生士の免許を喪失したとき。
3. 学会会員の資格を喪失したとき。
4. 認定衛生士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
5. 認定審議委員会が認定衛生士として不相当と認めたとき。

第22条 認定衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定衛生士の資格を申請することができるものとする。

【第10章 補則】

第23条 認定審議委員会の決定に関し異議のある者は、会長に申し立てることができる。

【附則】

この規則は、平成24年4月15日から施行する。

改訂：平成30年12月30日

- 1) 2019年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別)追記した
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した

日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度施行

平成 24 年 4 月 15 日制定
平成 24 年 9 月 9 日改訂
平成 30 年 11 月 11 日改訂
令和元年 6 月 4 日改訂

第 1 条 日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度規則(以下「規則」という)について定めた事項については、この規則に基づき運営する。

第 2 条 規則第 5 条の規定に基づく認定衛生士申請の基本的条件は以下のとおりとする。

1. 受験時において歯科衛生士歴 2 年以上であること。
2. 受験時において本会々員歴 1 年以上であること。
3. 申請時において本学会必須研修単位が 4 単位以上必要である。
4. 本学会会員である勤務先開設管理者による技能証明書の提出を必要とする。
5. 申請時に臨床動画を提出し、審査時にその内容についての質問に答える。
6. 筆記試験を課す。

第 3 条 規則第 6 条の学会が特別に認めた認定衛生士とは、本学会に特に貢献している会員で理事会が認めた者とする。

第 4 条 規則第 3 条を満たし認定衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料(銀行振り込み)を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。

郵送書類(宛先はホームページ上に記載)

1. 認定歯科衛生士申請書(様式 5) : **1 通**
2. 履歴書(様式 6) : **1 通**
3. 歯科衛生士免許証の写し : 1 通
4. 認定医・認定指導医推薦状(様式 7) : **1 通**
5. 臨床画像使用に関する同意書(様式 8) : **1 ~ 3 通***
6. 技能証明書(様式 9) : **1 枚**
7. 認定歯科衛生士制度審査動画 : **3 編**
8. 技能証明写真 : **1 枚**
9. 認定申請料振込用紙のコピー(A4 用紙にコピーしたもの) : **1 通**

* 同一患者で 3 症例の場合は 1 通

第 5 条 規則第 8 条、第 13 条、細則第 9 条に定める手数料は次の各号に定める

1. 認定申請料.....1 万円(消費税別)
2. 登録料.....5 千円(消費税別)
3. 更新手数料.....1 万円(消費税別)

第 6 条 前条に定める即納の認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 7 条 認定衛生士の資格の更新に当たっては、更新前 3 年間で学術大会の参加 1 回以上、またはセミナーの参加 2 回以上を必要とし、その出席を証明する参加証の写しを添付する。

第 8 条 この制度の実施運営に当たり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理する。

第9条 この細則の改正については、認定審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

【附 則】

この細則は、平成24年4月15日から施行する。

平成30年11月11日改訂

第4条：郵送書類の中、推薦状の項

「4・評議員・理事推薦状(様式7)」を「4・認定医・認定指導医推薦状(様式7)」
に変更

改訂：平成30年12月30日

1) 2019年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別)追記した。

2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した。

改訂：令和元年6月4日

1) 第2条 規則第5条の規定に基づく認定衛生士申請の基本的条件は以下のとおりとする

1. 受験時において歯科衛生士歴2年以上であること。
2. 受験時において本会々員歴1年以上であること。
3. 申請時において本学会必須研修単位が4単位以上必要である。
4. 本学会会員である勤務先開設管理者による技能証明書の提出を必要とする。

に改定

2) 第7条から「また新たに技能証明書(様式9)の提出を要する」を削除した。